

長農委告示第6号

土地改良法第3条の規定に基づき、下記のとおり土地改良事業参加資格の交替を承認する。

令和8年5月11日

長浜市農業委員会 会長 將亦 富士夫

記

1 土地改良事業の事業主体

長浜南部土地改良区

2 事業の名称

土地改良（維持管理）事業

3 所有者（交替後の資格者）及び耕作者（交替前の資格者）

4件（別紙のとおり）

土地改良事業参加資格申出書一覧(長浜南部土地改良区)

指令 番号	交替後資格者			交替前資格者		権利の 種類
	所有者住所	所有者	所有者の 相続予定人	耕作者(住所)	耕作者	
1	長浜市本庄町390番地	柿木 一成	柿木 澄子	長浜市本庄町501番地6	武田 豊文	賃貸借
2	長浜市本庄町390番地	柿木 一成	柿木 澄子	長浜市本庄町501番地6	武田 豊文	使用貸借
3	長浜市下坂中町132番地	仁木 秀信	仁木 茂喜	長浜市公園町5番3号	株式会社 米と大地 代表 中島広哉	賃貸借
4	長浜市平方町543番地	川居 眞智子		長浜市大戌亥町900番地	有限会社 農工舎 代表取締役 中川善則	賃貸借